

転換社債型新株予約権付社債券上場契約書

(平成18.5.1変更)

(昭和45.12.19実施)

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会 社 名 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 の  
役 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(コード番号 \_\_\_\_\_ 名証第 \_\_\_\_\_ 部)

----- (以下「会社」という。)は、その発行する転換社債型新株予約権付社債券を上場するについて、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の転換社債型新株予約権付社債券(以下「上場転換社債型新株予約権付社債券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場転換社債型新株予約権付社債券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年5月1日から施行する。

(変更)

[平成10.12.1、14.4.1、18.5.1、令和元.5.1]